

乳幼児フッ素塗布のご案内

フッ素は歯の質を強化します。乳幼児を対象にしたフッ素塗布を次のとおり実施します。

- 日 時 12月20日(水) 午後1時～1時半
○場 所 総合保健福祉センター2階『すこやかひろば』

開催の案内は個別通知しません。
年3回になるようフッ素塗布を受けると効果があります。

子どもの歯を守る

問/福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123(内線508)

むし歯ゼロのお友だち

10月11日に行われた3歳児健康診査で、むし歯がなかったお友だちを紹介します。

ハッピー
スマイル

はなたて るい
花立 塁くん
平成28年12月1日生

たくや あい
花立拓也さん・愛さんの長男
(大東地区・揚原)

パパが野球好きで、一緒にバットとボールを持って遊ぶのが日課です。名前も野球からとって塁と名付けました。初めての子育てで大変なこともあります。夫婦で協力しながら楽しんでやっています。笑顔の絶えない思いやりのある子に育ってくれるのが一番ですね。

Happy Smile

子育て info

●12月13日(水)3歳6カ月児健診

●12月20日(水)2歳児歯科健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●すこやかひろば 日曜日開放

総合保健福祉センター2階のすこやかひろばは、日曜日にも開放しています。親子の遊びの場としてご利用ください。

時 間: 9時～16時 利用料: 無料

●「子ども発達相談室」が開設

言葉など発達に関して気になるお子さんへの支援やその周りの大人への関わり方の助言をします。気になることがありましたら、どうぞご相談ください。お一人ずつ予約制で対応させていただきます。

対象児: 未就学児

日 時: 毎週木曜日 午前中

場 所: 総合保健福祉センター2階 すこやかひろば

平成30年度教育・保育施設の
入所申込を受け付けています

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123(内線506)

すくすく
のびのび

子育て支援情報

入所受付は、
平成30年1月19日までです。

- 串間市では、保育所・園と幼
保連携型認定こども園への入所
が可能です。支給認定により入
所施設が異なるため「表1」と「表
2」をご確認ください。
- 入所申込について
○4月入所の受付期間
平成29年12月1日(金)～
平成30年1月19日(金)
○5月以降の受付期間
希望月の前月20日まで
○受付場所
福祉事務所こども政策係
- 提出書類について
1号認定をご希望の方は書類
①、2号3号認定をご希望の方
は書類①②③④を提出してくだ
さい。⑤⑥については該当者のみ
提出となります。
- 書類は福祉事務所こども政策
係、各教育・保育施設にて配布
しています。また、市公式サイ
トからもダウンロードできます。
提出書類の不備や不足は、審
査対象外となります。期限内に、
書類をすべてそろえて提出して
- ①支給認定申請書
②就労(内定)証明書もしくは保
育利用事由証明書
【表3】を確認していただき、
基本的には保護者1人につき
1枚提出してください。
- ③保育料納付誓約書
保育所・園を希望の方のみ提
出してください。
- ④保育所入所申込確認書
⑤保育料を算定する書類
平成29年1月1日時点で住民
登録が市外の場合は、その市
町村から『平成29年度市町村民
税課税証明書』を取得し、提
出してください。
- ⑥第3子以降保育料軽減申請書
●入所決定について
1号認定の方については、認
定こども園が入園の内定を出し
ます。2・3号認定は市が書類の
審査等を行った後、保育の必要
性が高い児童から、定員などに
応じて順次決定します。

【表1】認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況などにより次の3つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象
1号認定 (教育標準時間認定)	認定こども園 (幼稚園機能)	満3歳以上の子ども
2号認定 (3歳以上保育認定)	標準時間(最長11時間) 短時間(最長8時間)	満3歳以上の子どもで 『保育の必要な事由』に 該当する場合
3号認定 (3歳以上保育認定)	標準時間(最長11時間) 短時間(最長8時間)	3歳未満の子どもで 『保育の必要な事由』に 該当する場合

【表3】保育の必要な事由により必要書類が変わります。

保育の必要な事由	必要書類	添付書類
1 就労	就労(内定)証明書	
2 妊娠・出産		母子手帳(予定日もしくは出産日の分かるページ)の写し
3 疾病・障がい		診断書(疾病の場合)、障害者手帳の写し(障がいの場合)
4 介護など	保育利用事由証明書	介護保険証の写し
5 災害復旧		
6 求職活動		
7 就学		在学証明書
8 育休取得中で 保育利用中	就労(内定)証明書	

【表2】2号または3号認定を受ける場合、父母ともに下のいずれかに該当することが必要となります。

保育の必要な事由	保護者の状況
1 就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合
2 妊娠・出産	母が出産前後(産前産後2カ月)である場合
3 疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合
4 介護など	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合
5 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育ができない場合
6 求職活動	求職活動を行うもしくは継続的に行っている場合
7 就学	就学中の場合
8 虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合
9 育休取得中で 保育利用中	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
10 その他	上記に類する状態として串間市が認める場合